

衆議院 内閣委員会 議 録 第 二 号

昭和六十一年二月二十五日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 志賀 節君

理事 石川 要三君

理事 深谷 隆司君

理事 小川 仁一君

理事 市川 雄一君

理事 石原健太郎君

理事 堀内 正十郎君

理事 堀内 光雄君

理事 新村 勝雄君

理事 鈴切 康雄君

理事 滝沢 幸助君

理事 三浦 久君

出席國務大臣

(國務大臣)

(國務卿)

出席政府委員

長 事務局長官房

事務局長 藤江 弘一君

事務局長 佐々木晴夫君

委員外の出席者

内閣委員会調査

室長 石川 健一君

委員の異動

二月二十四日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

ます。

○憲法委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次回は、来る二十七日木曜日午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時三十四分散会

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「百六十一万円」を「百七十万円」に、「八百六十一万円」を「八百七十万円」に改める。

第六十五条第二項中「十五万八千四百円」を「十六万八千円」に、「五万四千四百円」を「五万四千円」に、「十万六千八百円」を「十一万四千円」に改める。

第七十五条第二項中「五万四百円」を「五万四千円」に改める。

別表第二号表中「四、二四〇、〇〇〇円」を「四、四六五、〇〇〇円」に、「三、五三三、〇〇〇円」を「三、七二〇、〇〇〇円」に、「二、九一一、〇〇〇円」を「三、〇六五、〇〇〇円」に、「二、三〇二、〇〇〇円」を「二、四二四、〇〇〇円」に、「一、八六三、〇〇〇円」を「一、九六二、〇〇〇円」に、「一、五〇五、〇〇〇円」を「一、五八五、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「四、五一〇、〇〇〇円」を「四、七四九、〇〇〇円」に、「三、七四二、〇〇〇円」を「三、九四〇、〇〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「一、六三七、〇〇〇円」を「一、七七七、〇〇〇円」に、「一、一五、〇〇〇円」を「一、一五、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「三、九八六、七〇〇円」を「四、一九二、四〇〇円」に、「三、六八二、五〇〇円」を「三、八七二、七〇〇円」に、「三、五二九、二〇〇円」を「三、七二一、六〇〇円」に、「三、四〇七、五〇〇円」を「三、五八三、七〇〇円」に、「二、四〇三、五〇〇円」を「二、五二八、五〇〇円」に、「二、二九二、〇〇〇円」を「二、四一三、三〇〇円」に、「二、〇六六、四〇〇円」を「二、一七四、二〇〇円」に、「一、九六二、四〇〇円」を「二、〇六四、九〇〇円」に、「一、六二四、〇〇〇円」を「一、七〇九、二〇〇円」に、「一、五二八、二〇〇円」を「一、五九八、〇〇〇円」に、「一、四三三、〇〇〇円」を「一、五〇八、五〇〇円」に、「一、三三六、八〇〇円」を「一、四一七、五〇〇円」に、「一、二二八、〇〇〇円」を「一、三二八、〇〇〇円」に、「一、一五三、三〇〇円」を「一、二四四、四〇〇円」に、「一、〇八二、三〇〇円」を「一、一八二、三〇〇円」に、「〇八二、三〇〇円」を「一、〇八二、三〇〇円」に改める。

別表第五号表中「三、九八六、七〇〇円」を「四、一九二、四〇〇円」に、「三、六八二、五〇〇円」を「三、八七二、七〇〇円」に、「三、五二九、二〇〇円」を「三、七二一、六〇〇円」に、「三、四〇七、五〇〇円」を「三、五八三、七〇〇円」に、「二、四〇三、五〇〇円」を「二、五二八、五〇〇円」に、「二、二九二、〇〇〇円」を「二、四一三、三〇〇円」に、「二、〇六六、四〇〇円」を「二、一七四、二〇〇円」に、「一、九六二、四〇〇円」を「二、〇六四、九〇〇円」に、「一、六二四、〇〇〇円」を「一、七〇九、二〇〇円」に、「一、五二八、二〇〇円」を「一、五九八、〇〇〇円」に、「一、四三三、〇〇〇円」を「一、五〇八、五〇〇円」に、「一、三三六、八〇〇円」を「一、四一七、五〇〇円」に、「一、二二八、〇〇〇円」を「一、三二八、〇〇〇円」に、「一、一五三、三〇〇円」を「一、二四四、四〇〇円」に、「一、〇八二、三〇〇円」を「一、一八二、三〇〇円」に、「〇八二、三〇〇円」を「一、〇八二、三〇〇円」に改める。

別表第五号表中「三、九八六、七〇〇円」を「四、一九二、四〇〇円」に、「三、六八二、五〇〇円」を「三、八七二、七〇〇円」に、「三、五二九、二〇〇円」を「三、七二一、六〇〇円」に、「三、四〇七、五〇〇円」を「三、五八三、七〇〇円」に、「二、四〇三、五〇〇円」を「二、五二八、五〇〇円」に、「二、二九二、〇〇〇円」を「二、四一三、三〇〇円」に、「二、〇六六、四〇〇円」を「二、一七四、二〇〇円」に、「一、九六二、四〇〇円」を「二、〇六四、九〇〇円」に、「一、六二四、〇〇〇円」を「一、七〇九、二〇〇円」に、「一、五二八、二〇〇円」を「一、五九八、〇〇〇円」に、「一、四三三、〇〇〇円」を「一、五〇八、五〇〇円」に、「一、三三六、八〇〇円」を「一、四一七、五〇〇円」に、「一、二二八、〇〇〇円」を「一、三二八、〇〇〇円」に、「一、一五三、三〇〇円」を「一、二四四、四〇〇円」に、「一、〇八二、三〇〇円」を「一、一八二、三〇〇円」に、「〇八二、三〇〇円」を「一、〇八二、三〇〇円」に改める。

附則第二十二條の三「十五万八千四百円」を「十六万八千円」に改める。

附則第二十七條ただし書中「百三十四万四千円」を「百四十一万五千円」に、「百四万五千円」を「百十万円」に改める。

附則別表第一(附則第十三條關係)を次のように改める。

階級	俸給年額
大將	六、〇六三、二〇〇円
中將	五、四〇三、七〇〇円
少將	四、二九二、八〇〇円
大佐	三、七一一、六〇〇円
中佐	三、五五一、五〇〇円
少佐	二、七七五、五〇〇円
大尉	二、三五〇、一〇〇円
中尉	一、八六六、六〇〇円
少尉	一、五九八、〇〇〇円
准士官	一、四七三、三〇〇円

曹長又は上等兵曹	一、二二四、四〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、一三七、二〇〇円
伍長又は二等兵曹	一、一〇八、一〇〇円
兵	一、〇一五、五〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、三七四、〇〇〇円」を「一、四四七、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一、二四九、〇〇〇円」を「一、三二五、〇〇〇円」に、「一、〇〇二、〇〇〇円」を「一、〇五五、〇〇〇円」に、「八〇五、〇〇〇円」を「八四八、〇〇〇円」に、「七二二、〇〇〇円」を「七五〇、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六(附則第十三條關係)を次のように改める。

俸給年額	金額
六、〇六三、二〇〇円	五、九一七、三〇〇円
五、四〇三、七〇〇円	五、三〇六、一〇〇円
四、二九二、八〇〇円	四、一九二、四〇〇円
三、七一一、六〇〇円	三、五八三、七〇〇円
三、五五一、五〇〇円	三、三八七、一〇〇円
二、七七五、五〇〇円	二、六七七、六〇〇円
二、三五〇、一〇〇円	二、一七四、二〇〇円
一、八六六、六〇〇円	一、七〇九、二〇〇円
一、五九八、〇〇〇円	一、五〇八、五〇〇円
一、四七三、三〇〇円	一、三二八、六〇〇円
一、二四四、四〇〇円	一、一〇八、一〇〇円
一、〇五五、〇〇〇円	一、〇五六、七〇〇円

一、一〇八、一〇〇円	一、〇一五、五〇〇円
一、〇一五、五〇〇円	八九四、六〇〇円

附則別表第六の二（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金 額
六、〇六三、二〇〇円	六、五一七、九〇〇円
五、四〇三、七〇〇円	五、八一四、一〇〇円
四、二九二、八〇〇円	四、九二〇、二〇〇円
三、七一一、六〇〇円	四、二九二、八〇〇円
三、五五一、五〇〇円	四、〇三三、一〇〇円
二、七七五、五〇〇円	三、二一九、一〇〇円
二、三五〇、一〇〇円	二、六七七、六〇〇円
一、八六六、六〇〇円	二、一三三、六〇〇円
一、五九八、〇〇〇円	一、八六六、六〇〇円
一、四七三、三〇〇円	一、六八五、八〇〇円
一、二一四、四〇〇円	一、三七二、九〇〇円
一、一三七、二〇〇円	一、二八八、〇〇〇円
一、一〇八、一〇〇円	一、二四七、五〇〇円
一、〇一五、五〇〇円	一、一三七、二〇〇円

附則別表第七（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金 額
二、三五〇、一〇〇円	二、五二八、五〇〇円
一、八六六、六〇〇円	二、〇一六、五〇〇円
一、五九八、〇〇〇円	一、七七六、八〇〇円
一、四七三、三〇〇円	一、五九八、〇〇〇円

附則別表第八（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金 額
二、三五〇、一〇〇円	二、九一四、一〇〇円

一、八六六、六〇〇円	二、二九二、一〇〇円
一、五九八、〇〇〇円	二、〇六四、九〇〇円
一、四七三、三〇〇円	一、八六六、六〇〇円

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正）

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百四万五千元」を「百十万元」に改める。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「昭和六十年四月分」を「昭和六十一年七月分」に改め、同項の表中「八三五、〇〇〇円」を「八七九、三〇〇円」に、「六二六、三〇〇円」を「六五九、五〇〇円」に、「五〇一、〇〇〇円」を「五二七、六〇〇円」に、「四一七、五〇〇円」を「四三九、七〇〇円」に、「五五五、九〇〇円」を「六〇九、六〇〇円」に、「四二四、四〇〇円」を「四五七、二〇〇円」に、「三三九、五〇〇円」を「三六五、八〇〇円」に、「二八三、〇〇〇円」を「三〇四、八〇〇円」に改め、同条第四項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十一年六月三十日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「三、二二二、一〇〇円」を「三、四〇三、四〇〇円」に、「二、六九五、九〇〇円」を「二、八三八、八〇〇円」に、「二、二二八、一〇〇円」を「二、三六六、〇〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、一五九、六〇〇円」に、「一、四三六、三〇〇円」を「一、五二二、四〇〇円」に、「一、一

六三、七〇〇円」を「一、二二五、四〇〇円」に、「一、〇五八、〇〇〇円」を「一、一四四、一〇〇円」に、「九六三、一〇〇円」を「一、〇四一、〇〇〇円」に、「七七四、三〇〇円」を「八一五、三〇〇円」に、「六二五、五〇〇円」を「六五八、七〇〇円」に、「五五〇、三〇〇円」を「五七九、五〇〇円」に改め、同条第三項中「十五万八千四百円」を「十六万八千円」に、「五万四千円」を「五万四千円」に、「十万六千八百円」を「十一万四千円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第二項中「二十八万三千円」を「三十万四千八百円」に、「二十一万二千三百円」を「二十二万八千六百円」に改め、同条第四項中「五万四千円」を「五万四千円」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年七月一日から施行する。ただし、第六条中恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）以下「法律第五十一号」という。附則第十五条第四項の改正規定は、昭和六十一年八月一日から施行する。

（文官等の恩給年額の改定）

第二条 公務員（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）以下「法律第五十五号」という。）附則第十條第一項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。若しくは公務員に準ずる者（同項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。）又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十一年七月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法（改正後の法律第百

五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第十二条において同じ。）の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（傷病恩給に関する経過措置）

第三条 増加恩給（第七項の増加恩給を除く。）については、昭和六十一年七月分以降、その年額（恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の恩給法第六十五条第一項に規定する年額に改定する。

第四条 昭和六十一年六月三十日以前に給与事由の生じた傷病恩給の金額の計算については、なお従前の例による。

第五条 第七項の増加恩給については、昭和六十一年七月分以降、その年額（法律第百五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第六条 傷病年金については、昭和六十一年七月分以降、その年額（妻に係る加給の年額を除く。）を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第七条 特別傷病恩給については、昭和六十一年七月分以降、その年額（恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）以下「法律第八十一号」という。）附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項に規定する年額に改定する。

第八条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特別傷病恩給については、昭和六十一年七月分以降、その加給の年額を、十六万八千円に改定する。

2 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特別傷病恩給については、昭和六十一年七月分以降、その加給の年額を、それぞれ改正後の恩給法第六十五条第二項（改正後の法律第百

五、〇四六、三〇〇円	五、三〇六、一〇〇円
五、一三九、二〇〇円	五、四〇三、七〇〇円
五、三〇三、五〇〇円	五、五七六、四〇〇円
五、四七三、五〇〇円	五、七五〇、七〇〇円
五、五〇六、一〇〇円	五、七八三、三〇〇円
五、五三六、九〇〇円	五、八一四、一〇〇円
五、五六七、八〇〇円	五、八四五、〇〇〇円
五、六四〇、一〇〇円	五、九一七、三〇〇円
五、七八六、〇〇〇円	六、〇六三、二〇〇円
五、九三二、一〇〇円	六、二〇九、三〇〇円
六、〇〇四、四〇〇円	六、二八一、六〇〇円
六、〇七八、四〇〇円	六、三五五、六〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が八四九、六〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇五三を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が六、〇七八、四〇〇円を超える場合においては、その年額に二七七、二〇〇円を加えた額を、それぞれ仮定俸給年額とする。

理由

最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額及び普通恩給等の最低保障額の引上げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十一年三月一日印刷

昭和六十一年三月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局